

「失業手当のための社会保険基金への 積立金を規定する省令」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。
日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

仏暦二五四六年・失業手当のための社会保険基金への積立金を規定する省令

人の権利と自由の制限を規定したタイ王国憲法第二九条、第三五条及び第四八条に内容規定のある仏暦二五三三年社会保険法第七条、及び仏暦二五四二年社会保険法(第二版)によって改定増補された仏暦二五三三年社会保険法第四六条第二段の内容に依拠して、労働大臣は以下の省令を制定する。

第一項

政府、使用者、及び第三三条に基づく被保険者は、以下に基づき失業手当給付のために社会保険基金に対し積立金を払い込む。

- (一) 政府は被保険者の賃金の〇・二五%のレートで
- (二) 使用者は被保険者の賃金の〇・五%のレートで
- (三) 第三三条に基づく被保険者は被保険者の賃金の〇・五%のレートで

第一段に基づく被保険者の賃金計算において使用される賃金は、第四六条第五段に基づき制定された省令で定められたところに従う。

第二項

本省令は仏暦二五四七年〔西暦二〇〇四年〕一月一日より施行する。

仏暦二五四六年一月二日

ウライワン・ティエントーン

労働大臣